

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問1)

当社は、産業廃棄物収集運搬の許可を取得し、建物の解体業をメインで行っている会社です。時々、廃石綿が使われている建物を解体しますが、会社に特別管理産業廃棄物管理責任者がいれば問題ないですか。

(回答1)

特別管理産業廃棄物管理責任者は会社にいればいいというのではなく、特別管理産業廃棄物が発生する事業場ごとに選任する必要があります。したがって、廃石綿が利用されている建物を解体する場合、その現場ごとに選任する必要があります。

(質問2)

時々、建物を全部解体するのではなく、一部しか解体しない場合もあります。廃石綿が利用されている建物の一部を解体する時に、廃石綿が利用されている箇所を解体しない場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者の選任は必要ないと理解して良いか。

(回答2)

廃石綿が利用されている箇所はそのまま手を付けないのであれば、選任の必要はありません。

(質問3)

特別管理産業廃棄物管理責任者は現場を掛け持ちして良いですか。

(回答3)

特別管理産業廃棄物管理責任者は施行規則第8条の17に定められている資格者でなければなりません。掛け持ちを禁止する規定はありません。現場が近いとか、掛け持ちしてもきちんと現場管理ができるのがポイントになると思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(8月1日現在、9件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、令和6年8月1日現在、正会員198社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016